

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和5年6月19日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時55分

出席者 委 員 委員長 小久保 かおる

	森 戸 雅 孝	大 浦 兼 政	氏 家 晃
	福 富 善 明	福 田 裕 司	中 島 克 訓
傍 聴 者	川 田 俊 介	小 太 刀 孝 之	市 村 隆
	雨 宮 茂 樹	小 平 啓 佑	針 谷 育 造
	古 沢 ちい子	大 谷 好 一	坂 東 一 敏
	内 海 まさかず	青 木 一 男	松 本 喜 一
	梅 澤 米 満	天 谷 浩 明	針 谷 正 夫
	広 瀬 義 明	大 阿 久 岩 人	小 堀 良 江
	白 石 幹 男	関 口 孫 一 郎	

事務局職員 事務局長 白 井 一 之 議事課長 森 下 義 浩
課長補佐 佐 藤 優 主 事 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	癸 生 川	亘
経 営 管 理 部 長	瀬 下 昌	宏
地 域 振 興 部 長	石 川 交	子
消 防 長	上 岡 健	司
総 合 政 策 課 長	押 山 好	孝
デ ジ タ ル 推 進 課 長	宇 津 野 薫	朗
総 務 人 事 課 長	奈 良 部 和	紀
総 務 人 事 課 主 幹	飯 塚 昭	浩
財 政 課 長	熊 倉 宜	和
税 務 課 長	佐 藤 正	実
地 域 振 興 部 副 部 長 兼 地 域 政 策 課 長	高 野 義	宏
大 平 地 域 づ くり 推 進 課 長	小 島	清
消 防 総 務 課 長	小 川 信	幸
警 防 課 長	中 村	聡
通 信 指 令 課 長	本 名 義	人
消 防 第 2 課 長	荒 井	進

令和5年第3回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和5年6月19日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第63号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第66号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更について
- 日程第 3 議案第67号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について
- 日程第 4 議案第69号 財産の取得について（栃木市消防本部・栃木市消防署備品（事務用品））
- 日程第 5 議案第70号 財産の取得について（高規格救急自動車）
- 日程第 6 議案第71号 工事請負契約の締結について（高機能消防指令センター整備工事）
- 日程第 7 議案第59号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（小久保かおる君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（小久保かおる君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（小久保かおる君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第63号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正実君） ただいまご上程をいただきました議案第63号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は24ページから29ページ、議案説明書は2ページから17ページとなります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の2ページを御覧ください。提案理由であります、地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

改正の概要につきましては記載のとおりであります、詳細につきましては新旧対照表にてご説明いたします。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、4ページ、5ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となりますが、法律等の改正に伴う字句の修正や引用条項の整理につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、第34条の9第2項につきましては、令和6年度からの森林環境税の導入に伴い、個人の市民税における配当割額、または株式等譲渡所得割額のうち所得割額から控除することができなかつ

た金額を国税である森林環境税に納付、納入することを可能とするための規定を整備するものでございます。

次に、第36条の3の2第2項につきましては、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、前年の記載事項と異動がない場合に申告書の記載事項を簡素化するための規定を整備するものでございます。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。中段の第38条第3項につきましては、個人の市民税の徴収の方法等でありまして、個人の市民税の均等割と併せて森林環境税を賦課徴収するための規定を整備するものでございます。

次に、第41条につきましては、個人の市民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するための規定を整備するものでございます。

次に、第44条第1項につきましては、次のページにも移行いたしますが、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を併せて賦課徴収するための規定を整備するものでございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。第47条第2項、下段のほうです。これにつきましては、給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、市民税に過誤納金が生じた場合、国税である森林環境税に納付、納入することを可能とするための規定を整備するものでございます。

次に、12ページ、13ページを御覧ください。第47条の2第1項につきましては、特別徴収の方法により徴収する公的年金等所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を併せて賦課徴収するための規定を整備するものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。上段の第47条の6第2項につきましては、特別徴収対象の年金所得者に市民税の過誤納金が生じた場合に、国税である森林環境税に納付、納入することを可能とするための規定を整備するものでございます。

次に、第82条第1号のエにつきましては、道路運送車両の保安基準等の改正により、原動機付自転車のうち一定の要件を満たす電動キックボード等については、新たに特定小型原動機付自転車として定義されたことに伴いまして、エの3輪以上の原動機付自転車から除外する規定を整備するものでございます。

なお、電動キックボード等の特定小型原動機付自転車の税率につきまして、エから除外されたことに伴いまして、現行の条例第82条第1号の原動機付自転車のアに該当することとなりまして、税率は年額で2,000円となります。

次に、16ページ、17ページを御覧ください。附則第10条の2第21項につきましては、大規模な修繕等が行われたマンションに対する固定資産税額の課税標準の特例割合を改めるものでございます。

次に、附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項につきましては、燃費、排ガスの不正行為に係る税制上の再発抑止策を強化するため、不正を行ったメーカーに対し、不正により生じた納付額と併せて加算金を徴収する際の加算の割合を10%から35%に引き上げる規定を整備するものでございます。新旧対照表での説明は以上となります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますが、議案書の24ページを御覧ください。こちらは制定文となります。

次に、25ページを御覧ください。条例の改正文となりますが、内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則についてご説明させていただきます。ページが飛びまして、27ページを御覧ください。下から6行目にあります附則第1条の施行期日でございますが、この条例は、令和5年7月1日から施行するというものでございます。ただし、次の第1号、第2号及び第3号につきましては、当該各号に定める日からそれぞれ施行するというものでございます。

次に、28ページを御覧ください。第2条及び第3条につきましては、市民税及び軽自動車税に関する経過措置を規定するものでありまして、所要の経過措置を設けた上で施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 議案説明書の9ページなのですが、要所要所に、徴収を伴う森林環境税額を含むということで、結構名前が出ているのですが、この内容についてちょっと説明をお願いしたいのですが。

○委員長（小久保かおる君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正実君） 森林環境税につきましては、令和6年度から、法律の施行地に住所を有する個人ということで、国民全ての方に令和6年1月1日現在に住所を有する市町村において、市民税の均等割を課税する方を対象に併せて賦課徴収するというものでございます。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 環境税の関係について、この用途についてどういうものに使う予定なのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正実君） 森林環境税につきましては、一度国のほうの森林環境譲与税特別会計のほうに納付をさせていただきます。そのうち、国のほうから森林環境譲与税交付金という形で森林

環境整備ということで間伐等の森林整備に加えまして、森林整備を促進するための人材育成、あるいは担い手の確保、木材利用の促進の普及啓発等に充当しなければならないというような規定がございます。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） ほかに。

福田委員。

○委員（福田裕司君） おはようございます。

まず、議案第63号ということで、議案説明書の2ページに、この条例の制定につきまして、6項目かな、改正の概要ということで書かれております。その順番に沿って質問させていただきたいというふうに思います。

まず、森林環境税は、ご説明のように令和6年度から開始されるというところで理解はしておりますが、この目的というのは温室効果ガスの排出削減目標の達成ですとか、そういうところなのですよ、主は。

○委員長（小久保かおる君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正実君） こちら森林環境税の目的でございますが、パリ協定の枠組みにおけます我が国の、先ほどおっしゃられました温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたような税金でございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 了解しました。

それで、これは国内に住所を有する個人に対して課税される国税であって、個人住民税の均等割の枠組みを用いて、1人1,000円を市町村が賦課徴収するということになっているわけです。その徴収は全額が森林環境譲与税として都道府県、市町村に譲与される仕組みとなっているというふうに私は理解しているところなのですが、これ見ても分かるように、これに絡む条例が6個、例えば第34条の9ですとか、第38条、第41条、第44条、第47条みたいに多岐にわたっていて、ちょっと読んでみたのですけれども、なかなか理解するのが難しかったのを感じているのです。

一番の問題は、令和6年度から施行されるに当たりまして、栃木市、該当者、どれぐらい該当するのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正実君） 今年度、令和5年度の市県民税の課税状況でいきますと、約8万1,000人の方が対象になるのではないかとこのように考えてございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 8万1,000人、結構いるんですね。そうしますと、私も読ませていただいて、なかなか理解しにくいところがあるのですが、例えば該当者というか、その人に説明というか、し

ないと、なかなか理解してもらえないのではないかなと思うのですけれども、その説明なんかはどのような方法を取られるのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正実君） 令和6年度から新たに賦課徴収を行うということでございますので、市のホームページや広報紙等を通して周知を図るとともに、あわせて納税通知書を発送するときに、納税通知書の中に周知啓発用のチラシを同封したいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 分かりました。十分な説明をよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それと、2番目、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定の整備を行いなさいということで書いてあるのですが、これを読んでも何かあまり理解しづらいというか、分かりづらい。これは5ページの中ほどの2番がそうなのですか。第36条の3の2というところ。先ほどの説明を聞きますと、これは簡素化のためにそうするのだよみたいな内容で受け取ったわけですが、要するに申請した書類に対して、異動がなければ申請書は出さないでいいよということではよろしいのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正実君） 扶養親族等申告書につきましては、毎年、給与支払い者のほうに給与所得者のほうから申告書を提出しております。前年の申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨の記載事項を簡素化するということでありまして、申告書自体は提出していただくと。ただし、前年に異動がないというような記載事項で簡素化するというようなものになってございます。前年度と比較して異動がない場合には簡素化するというようなものでございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） あと、3番目、軽自動車税の種別割の税率に関する規定の整備というところで、第82条関係ですか、ここでのいう原動機付自転車の規定で、特定小型原動機付自転車を除くというふうに規定されたわけですが、これはキックボードのことをいっているわけですか。

○委員長（小久保かおる君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正実君） 一定の要件を満たす電動キックボード、これについて特定小型原動機付自転車として定めたというものであります。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうすると、説明では2,000円とかと聞いた覚えがあるのですけれども、3,700円ではないのですね。2,000円でいいということなのですね。

○委員長（小久保かおる君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正実君） 新旧対照表の中にも出てきておりますけれども、15ページの欄の工の中

に出ておりますが、道路運送車両の保安基準第1条第1項13号の6に規定する小型原動機付自転車を除くということで、工から電動キックボードについては除外するというものでございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） これは今現在、栃木市内での保有台数というか、そこは把握されていますか。

○委員長（小久保かおる君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正実君） 今年度、令和5年4月1日現在、約5台保有しているというところがございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 次は、4番、5番が一緒だと思うのですが、地方税法、ごめんなさい。軽自動車、5、6に関連した質問させていただきます。軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に関する規定の整備を行うことということなのですが、当然これにつきましては、地方税というか、公共団体が税金の割当額が決定したから当然出てきたのではないかなと思うのですが、決定額はどのようになったのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正実君） こちらの5と6につきましては、環境性能割と種別割の不正が行われた場合というようなことでの加算率の引上げになってございまして、内容的に言いますと、令和4年3月以降に発覚いたしました、一部メーカーによりますトラック、バス用のエンジン、燃費排ガス試験等が不正に行われたことで、環境性能により優遇を伴う税制措置の根幹を揺るがすこととなったことから、加算する割合を10%から35%に引き上げるということになったというところがございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 確認したいのですが、原油の高騰ですとか物価高、そういう影響があつて、たしか2023年の12月末までその税は据え置かれているよという認識を持っているのですが、ではなくて、据置きはなくなって、これからかかってくるものなのだよという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正実君） 本来の環境性能割とは別に、不正を行った場合に一部メーカーに対して納付の不足額、併せて加算金を徴収しておりますので、その加算金の徴収割合を35%に引き上げるというものでございます。

○委員（福田裕司君） 了解しました。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。ただいまから議案第63号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第2、議案第66号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） よろしく願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第66号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更につきましてご説明を申し上げます。

議案書は35、36ページ、議案説明書は28から31ページまでとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の28ページを御覧ください。提案理由であります、令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするのでございます。

次に、変更の概要であります、新旧対照表によりご説明申し上げますので、次の30、31ページをお開きください。別表第1につきましては、組合を組織する地方公共団体を定めておりまして、「佐野地区衛生施設組合」を削除するものでございます。

別表第2につきましては、第4条第3項に掲げる事務は、常勤の職員に対する退職手当の支給事

務でございまして、事務を共同処理する組織市町村等から「佐野地区衛生施設組合」を削除するものでございます。

次に、議案書により説明を申し上げますので、議案書の35ページを御覧ください。35ページが議案であります。地方自治法第286条第1項の規定により、栃木県市町村総合事務組合同規約を36ページに記載してあります改正文のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するというものでございます。

36ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましては、ただいま議案説明書の新旧対照表によりご説明を申し上げましたので、一番下の附則を御覧ください。この規約は、令和5年10月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第66号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第3、議案第67号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） ただいまご上程をいただきました議案第67号 佐野地区衛生施設

組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分につきましてご説明を申し上げます。

議案書は37、38ページ、議案説明書は32、33ページとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の32ページを御覧ください。提案理由であります、令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、栃木県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち、退職手当支給事務に係る財産処分について、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案書により説明を申し上げますので、議案書の37ページを御覧ください。議案であります、地方自治法第289条の規定により、佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う退職手当支給事務に係る財産処分を、38ページに記載してあります協議書のとおり、関係地方公共団体と協議の上、定めることについて、関係地方公共団体と協議するというものでございます。

38ページを御覧ください。こちらが協議書でありまして、中段の記の下の部分が財産処分の内容でございます。内容につきましては、栃木県市町村総合事務組合は、佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合において退職手当支給事務を共同処理することとなった日から当該事務を処理しないこととなった日までの間に納付した一般負担金、特別負担金及び納付金の総額、それと事務費に相当する金額として一般負担金の算定の基礎となった給料月額総額の総額に1,000分の0.85を乗じて得た額に相当する額及び当該期間に支給した退職手当の総額との合計額、これとの差額を佐野地区衛生施設組合に還付するというものでございます。

なお、佐野地区衛生施設組合に還付される負担金等につきましては、衛生施設組合の解散に伴い、衛生施設組合の職員が佐野市の職員となりまして、それらの職員に係る退職手当の原資となりますことから、佐野市に承継されることとなります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第67号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第4、議案第69号 財産の取得について（栃木市消防本部・栃木市消防署備品（事務用品））を議題といたします。

当局から説明を求めます。

小川消防総務課長。

○消防総務課長（小川信幸君） ただいまご上程いただきました議案第69号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

議案書は43ページ、議案説明書は36ページ、37ページでございます。初めに、議案説明書よりご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案説明書36ページを御覧ください。提案理由であります。栃木市消防本部・栃木市消防署新庁舎において必要な庁用備品（事務用品）を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書43ページを御覧ください。財産の取得であります。1、財産の表示につきまして、栃木市消防本部・栃木市消防署備品（事務用品）一式であります。

取得の方法につきましては、条件付一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては、2,313万8,522円であります。

4、取得相手につきましては、栃木市富士見町14番12号、有限会社栃木大気堂、代表取締役小笠原文子であります。

入札に参加した業者の数は2者、落札率は82.97%であります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 特に事務用品一式ということで入れ替えるわけなのですが、これは全て新品にするという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 小川消防総務課長。

○消防総務課長（小川信幸君） 全てのものではなく、本棚とか、机とか、使えるものは旧庁舎から新庁舎のほうに持っていく予定でございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 割合でどれぐらいなのでしょう。共用するというか。難しい質問してしまいますけれども、分かったら教えてください。

○委員長（小久保かおる君） 上岡消防長。

○消防長（上岡健司君） 割合といいますと、そこまでちょっと詳細には今分かりませんが、分かりやすいところだと、職員のデスク、こういったものは全て交換する予定です。と申しますのも、今の庁舎を使い始めたと同時に使い始めたデスクでして、2人がけ用のデスクになっていて、一つのデスクの右と左で2人がけになっていて、机も上段と下段、右と左に座っている職員が使い分けているような状況もあります。非常に使いにくいということもありますし、庁舎事務室の面積をできるだけ有効に使うという意味で、交代勤務でありますので、一つの大きなテーブルを用意しまして、そこに自分の小さいロッカーを用意しまして、フリーで事務作業ができるようにしますので、職員のデスクという意味では全て交換するようなことになります。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） この庁舎自体も、旧庁舎から移転するときに、やはり有効活用できるものだろうと。ただ、新庁舎になって、新しいもの入れてはいけないということではなくて、人目につく2階の市民生活課だとか、市民の方が来るところはやっぱり新しくして、事務局なんかはなかなか来ないので、古い机を使ったりとか、有効活用した経緯があるので、その辺は参考にされているのではないかなと思うのですが、今回、6月の一般質問の中でも、ある議員の方からそういう質問が出まして、なるほどなと私も納得したところなのですが、別に消防庁舎に限らず、この本庁のほうでも再利用とか可能なものも分けしながら有効活用して使っていただければなというふうに要望したいと思います。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

森戸委員。

○副委員長（森戸雅孝君） すみません。ご説明ありがとうございます。

それで、今回、今お話を聞いていると、条件付一般競争入札で今回2者でということで、落札率

が82.97%ということで、この条件付というのは、こういった備品に関しての条件付というのはどういった条件、先ほど言った使い勝手とか、そういった面で、具体的にどういったことが条件としてそこに一般競争入札の中に条件をつけたのか、その辺のところ、ちょっとお聞かせいただければと思うのですけれども。

○委員長（小久保かおる君） 小川消防総務課長。

○消防総務課長（小川信幸君） お答え申し上げます。

条件付一般競争入札の中で、契約検査課の中で指定された業者が全部で18者ございます。市内の業者が13者、準市外の業者が3者の業者が既に選ばれておりますので、その中から入札を行ったという形でございます。

○委員長（小久保かおる君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） そうすると、今の話を聞いていると、それが条件付ということになるのですか。私は一般競争入札の内容として条件をつけるというのは、何か別の意味があったのかなというふうに捉えたのですけれども、その辺のところ、もう少し詳しくお願いします。

○委員長（小久保かおる君） 上岡消防長。

○消防長（上岡健司君） 入札公告の中では7項目ほど条件がございまして、その中で今回の入札に関してといいますと、栃木市物品等の購入入札参加有資格者のうち、事務用品と事務用家具に登録のあるものということに条件がしてあります。その中で、先ほど小川課長が申しあげました市内と準市内という業者がトータルで18業者あるということになります。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 分かりました。そういったことが条件付ということになるのですね。私は、購入するについて、こういうものということで、購入するものに対しての条件かと思っていたのですけれども、私の思い違いで、ありがとうございました。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第69号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第5、議案第70号 財産の取得について（高規格救急自動車）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

中村警防課長。

○警防課長（中村 聡君） ただいまご上程いただきました議案第70号 財産の取得につきましてご説明を申し上げます。

議案書は44ページ、議案説明書は38ページであります。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の38ページを御覧ください。議案第70号 財産の取得についてであります。提案理由でございますが、栃木市消防署藤岡分署に配備中の高規格救急自動車1台が老朽化したため、高規格救急自動車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の44ページを御覧ください。財産の取得についてでございますが、1、財産の表示につきまして、高規格救急自動車1台であります。

2、取得の方法につきましては、条件付一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては、3,960万円であります。

4、取得相手につきましては、宇都宮市横田新町3番47号、栃木トヨタ自動車株式会社、代表取締役社長新井孝則であります。

なお、本件の入札に参加した業者は3者で、落札率は93.14%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） 大変ご苦労さまでございます。

今度入れ替えます高規格救急自動車、古いやつは何年間使用して、走行距離は何キロだか、教えていただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 中村警防課長。

○警防課長（中村 聡君） お答え申し上げます。

これまで使用していましたが、平成25年12月から運用を開始しております、約9年経過しております。走行距離につきましては、20万7,000キロほどでございます。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 毎日のように使っている車が20万7,000キロ、かなり老朽化しているなど。

大変日頃の整備がよかったので、ここまで使えたのかなと思っております。大変ご苦労さまです。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑。

福富委員。

○委員（福富善明君） 入札参加が3者ということをお聞きしたのですけれども、3者の内容についてはどんな業者が参加されたのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 中村警防課長。

○警防課長（中村 聡君） お答え申し上げます。

3者でございますが、栃木日産自動車販売株式会社栃木店、そして栃木トヨタ自動車株式会社栃木店、そして日産プリンス栃木販売株式会社栃木店でございます。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） この高規格車というのは、トヨタと日産が大体主流なのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 中村警防課長。

○警防課長（中村 聡君） お答え申し上げます。

栃木県内の高規格救急車の使用状況でございますが、トヨタと日産が2者で100%となっている状況です。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） トヨタ、日産さんだけではなくて、栃木市にもいすゞさんがいらっしゃるの、ほかの業者にも競合していただいて、いい車を販売していただければと思いますので、提案させていただきます。

○委員長（小久保かおる君） 答弁は何かございますか。

中村警防課長。

○警防課長（中村 聡君） 今のご提案でございますけれども、救急車の入札参加の条件等がござい

まして、栃木市物品購入等入札参加資格者のうち、救急自動車販売または消防車両販売登録があること、そして高規格救急自動車に積載する医療用資機材の販売許可を有していること、そして過去10年以内に高規格救急自動車の新車納入実績があることといった条件がございます。参考とさせていただきます。

○委員長（小久保かおる君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

今、トヨタということで、高規格救急自動車ということで、これはやっぱり使い勝手というか、今まで使った車両と、やはりある程度、使い勝手のよさということもあるのだろうと思うのですけれども、その搭載している内容的なところと、あとそういった車両にしてもそうなのですけれども、そういった新たに別なメーカーで入れ替えるとなると、また習熟度とか、そういったことも必要になるかと思うのですけれども、そういった点、今まで使った車と同じような内容の車種を今回入札で栃木トヨタが落札したというようにいきさつというか、流れでよろしいのでしょうか。その辺のところを確認させてください。

○委員長（小久保かおる君） 中村警防課長。

○警防課長（中村 聡君） お答え申し上げます。

近年、栃木市消防署に配備している救急車は、ほとんどがトヨタ車の救急車になっております。おっしゃるとおり資機材に関しましては、消防職員が異動になったりしますので、どこの署においても、ある程度同じような資機材を配備する必要がございます。

また、救急車両に関しましては、こちらで日産とかトヨタというものを指定するものではございません。入札の結果でトヨタが落札しているということでございまして、内容の資機材に関しては、十分こちらで検討しているところでございます。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第70号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第6、議案第71号 工事請負契約の締結（高機能消防指令センター整備工事）についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

本名通信指令課長。

○通信指令課長（本名義人君） ただいまご上程いただきました議案第71号 工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

議案書は45ページ、議案説明書は39ページから43ページであります。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の39ページをお開きください。議案第71号 工事請負契約の締結についてであります。提案理由でございますが、高機能消防指令センター整備工事請負契約を神奈川県川崎市高津区末長3丁目3番17号、株式会社富士通ゼネラル情報通信ネットワーク営業部部長新田洋司と締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次の40ページを御覧ください。工事名は高機能消防指令センター整備工事、工事場所は栃木市平柳町1丁目地内ほかの栃木市消防本部、消防署庁舎と各分署棟であります。

工事概要につきましては、工種名は電気通信となります。消防指令システムは、平成17年3月に運用を開始した現在の高機能消防指令センターⅡ型を更新し、新庁舎に整備するものです。消防デジタル無線は、平成26年度に整備した現庁舎の無線設備を新庁舎に移設する工事であります。

次の41ページを御覧ください。通信指令センターの入る庁舎2階の平面図であります。平面図右上の北東の角、太線内が通信指令センター、廊下を挟んだ太線内が機械室になります。

次の42ページを御覧ください。通信指令センターの平面図であります。通信指令センターの配置につきましては、御覧のとおりでございます。

次の43ページを御覧ください。指令システムのサーバー等が入る機械室の平面図であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の45ページをお開きください。工事請負契約の締結についてでございますが、次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をいただきたいというものでありま

す。

1、契約の目的につきましては、高機能消防指令センター整備工事であります。

2、契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札であります。

3、契約金額につきましては、6億6,308万円であります。

4、契約の相手方につきましては、神奈川県川崎市高津区末長3丁目3番17号、株式会社富士通ゼネラル情報通信ネットワーク営業部部長新田洋司であります。

なお、本件の入札に参加した業者は1者で、落札率は98.97%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） ご説明ありがとうございます。

今、これ移転ということで、平成6年から使用している通信関係の移転工事の金額ということ、まずはよろしいのか。

そして、あと、新たに整備した場合、この富士通ゼネラルということで、現在使っている通信設備関係がこの富士通ゼネラルのやつを使って、それを移転するのだから、当然ほかの業者というのは入りづらいですね。そんなところで1者しかない。しかも、98.97%ということで、高い落札率なのですけれども、そういったことと、そしてこの通信も新たに新調するものもあるのか。ただ移転だけなのか、新たにそこに新設するものがあるのか、その辺のところ、ちょっと具体的にお聞かせください。

○委員長（小久保かおる君） 本名通信指令課長。

○通信指令課長（本名義人君） お答え申し上げます。

まず1点目でございますが、現在の高機能消防指令センターは、平成17年度に今の消防庁舎に設置したものであります。詳しくは、平成17年2月に当時の栃木地区広域行政事務組合消防本部に設置し、同年3月に運用開始したものであります。

今回はそれを、高機能消防指令センターにつきましては移設ではなく全更新ということで、新しいものを新庁舎に設置するというものでございます。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） すみません。私の聞き違いというか、私も何か平成6年度に移転工事というふうな説明でちょっと聞いてしまったものですから、取りあえず平成17年度に設備をしたやつを移転するのではなくて、それをまた新たに全て新調するというので、今使っているのもやっぱ

り富士通ゼネラルの通信機器ということで、継続してまた新調するのも富士通ゼネラルの通信機器で設備するということなのですね。

○委員長（小久保かおる君） 本名通信指令課長。

○通信指令課長（本名義人君） お答え申し上げます。

今使用しております高機能消防指令センターのメーカーは、今回落札していただきました富士通ゼネラルと同じ会社のものでございます。そういった意味では、今回落札していただいた業者と同じメーカーのものでございますけれども、これは入札の結果といたしますか、そういうことで結果として同じ業者になったということでございます。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） そうすると、1者しか入札に参加しないということで、やはりこれだけの金額ですから、落札率も98.97%ということで、非常に落札率、高いのですけれども、その辺のところはこの金額で、1者しか競争入札に参加しなければ、それで押さえるしかないのかなと思うのですけれども、金額的などころというか、落札率を見てどうですか。十分、高いのではないかなとか、そういうイメージは持たれましたか。

○委員長（小久保かおる君） 上岡消防長。

○消防長（上岡健司君） 落札率を見ますと、やはりかなり落札率としては高いものだというふうには思っております。ただ、指令システムを実際つくっている会社といたしますのが、日本には4社しかないのもありまして、あとシステムを今のシステムから新しい庁舎へシステムを設置して、そのつなぎ替えの工事とか、そういった細かい、我々素人で言って申し訳ないのですけれども、目に見えない部分で、つなぎ込みの不具合とかあると、これはもう災害対応ができなくなる可能性もありますので、そういった部分のことも含めまして、やはり同一業者が落札するというのも、ある程度仕方がないことなのかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 分かりました。

そうですね。使い勝手とか、先ほどもちょっとお話ししましたように、そういったことを考慮すると、やはり通信指令ですから、万が一、そういった通信に不具合があったら非常に困ることですし、そういったことで、今使っている富士通ゼネラルをまた新たにそっこのほうの落札で調達するというので、理解しました。ありがとうございました。

○委員長（小久保かおる君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 大変ご苦労さまでございます。

現在使っている高機能消防指令システム、これが平成17年に入れ替えたということで、既に15年

ぐらい経過していると思ひまして、今回、新庁舎建設に伴って全て入れ替えるというふうなことなのですが、15年間経過しておりまして、今回入れ替えるシステム、現在のシステムとどのように違うとか、それと今のよりも優れた部分。15年間経過しているわけですから、進歩していると思うので、そういったところ、お分かりのところ、説明願ひたいと思ひます。

○委員長（小久保かおる君） 本名通信指令課長。

○通信指令課長（本名義人君） お答え申し上げます。

まず、指令台なのですが、今までより1席増やす。これによりまして、119番の受理を1回線、受理できる回線が増えるということになります。

それと、通報者の方、119番を通報していただいた方が、その現場を画像として通信指令室のほうに送ることができる。指令課では、その画面を見ながら適切な指導ができる。そういった画像を通信指令センターで見ることが可能になるような装置を導入することを予定しております。そういったところが主なものになりますけれども、大きく言いますと変わるということになると思ひます。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 消防と救命救急で、やっぱり1分1秒を争う現場になるわけですので、6億円からの機械を導入するわけですから、十分、今後とも職員さんの練度を磨いていただきまして、栃木市の防災、救命に当たっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 本署のほうで高機能消防指令センターができるわけですがけれども、その本署は新しい機械ができます。でありますけれども、分署の受入れの機械のほうはどのような対応になっているのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 本名通信指令課長。

○通信指令課長（本名義人君） お答え申し上げます。

分署のほうにも指令端末がございまして、そちらのほうも更新していくように考えております。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） それができまして、あと消防署と救急車等の機械等も必要であるかなと思ひますのでけれども、その機械等の関係についてはいかがですか。

○委員長（小久保かおる君） 本名通信指令課長。

○通信指令課長（本名義人君） お答え申し上げます。

当然ながら、指令センターから消防自動車や救急自動車にも指令を出す必要がありますので、そういった情報とかも、救急車、消防自動車で受けることができるようになっております。そういった端末につきましても更新する予定でございます。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 災害時とか緊急の場合、やはり栃木市の消防署だけでは対応できないこともあると思うのですけれども、下野市とか小山市とかの連携についての通信の対応についてはいかがでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 本名通信指令課長。

○通信指令課長（本名義人君） お答え申し上げます。

例えばでございますが、スマートフォンとかで通報された場合、小山市で発生している事案が栃木市消防本部のほうに入ることもございます。そういった場合には連携ができておりまして、栃木市消防本部の通信指令課から小山市消防本部の通信指令を担当しているところへ電話を転送するよな、そういう仕組みもできておりますので、そういう境、市と市、消防本部と消防本部の管轄の境などで災害が発生した場合でも十分対応できるような体制は取っております。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第71号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

○委員長（小久保かおる君） ここで暫時休憩をいたします。

(午前11時09分)

○委員長（小久保かおる君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 59 号 (所管関係部分) の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長 (小久保かおる君) 次に、日程第 7、議案第 59 号 令和 5 年度栃木市一般会計補正予算 (第 4 号) の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構です。

熊倉財政課長。

○財政課長 (熊倉宜和君) ただいまご上程をいただきました議案第 59 号 令和 5 年度栃木市一般会計補正予算 (第 4 号) についてご説明いたします。

補正予算書の 3 ページをお開きください。令和 5 年度栃木市の一般会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 2,527 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 761 億 3,679 万 4,000 円とする。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

次に、4 ページ、5 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正であります。4 ページが歳入、5 ページが歳出となっております。所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、少し飛びまして、9 ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書であります。9 ページは歳入、次の 10 ページ、11 ページは歳出の総括表となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の所管関係部分についてご説明をさせていただきますので、12 ページ、13 ページをお開きください。

15 款 2 項 1 目 1 節総務管理費補助金は、補正額 902 万 3,000 円の増額であります。説明欄のマイナポイント事業費補助金につきましては、マイナポイント第 2 弾の申込み期限が 5 月末から 9 月末に延長されたことに伴い、必要な支援の財源として国庫補助金が交付されることから増額補正するものであります。

次のデジタル田園都市国家構想交付金につきましては、本年度行うシェアサイクル事業について、国庫補助を受けることとなったため増額補正するものであります。

次に、14 ページ、15 ページをお開きください。19 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金は、補正額 1 億 756 万 5,000 円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金から繰り入れるため増額補正するものであります。

1つ飛びまして、次の22目1節小平浪平顕彰基金繰入金は、補正額208万円の増額であります。説明欄の小平浪平顕彰基金繰入金につきましては、小平浪平顕彰事業費の財源として繰り入れるため増額補正するものであります。

次に、16ページ、17ページをお開きください。21款4項4目2節雑入は、補正額773万2,000円の増額であります。説明欄のたきかわ菜の花まつり売上代等（総合政策課）につきましては、恋人の聖地婚活イベント開催事業費及び小平浪平顕彰事業費における参加者負担金を受け入れるため増額補正するものであります。

次の市民総合賠償補償保険金等（地域政策課）につきましては、コミュニティ助成事業費に対する一般財団法人自治総合センターからの助成を受け入れるため増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終了し、引き続き所管関係部分の歳出についてご説明いたしますので、18ページ、19ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額158万8,000円の増額であります。説明欄の会計年度任用職員人件費（総合政策課）につきましては、マイナンバーカードの作成を希望するものの、様々な理由により市の窓口まで足を運べない方を対象に個別出張申請サポートを実施するに当たり、本人確認事務は市職員により行う必要があることから、会計年度任用職員報酬等を増額補正するものであります。

次の会計年度任用職員共済費につきましては、マイナンバーカードの個別出張申請サポートを実施するに当たり、会計年度任用職員を任用するため増額補正するものであります。

なお、次ページ以降の各科目における説明欄の会計年度任用職員共済費につきましては、各事業を実施するに当たり会計年度任用職員を任用するため補正するものでありますので、恐れ入りますが、以後の説明は省略させていただきます。

次に、6目企画費は、補正額1,852万9,000円の増額であります。説明欄の小平浪平顕彰事業費につきましては、郷土の先人である小平浪平を顕彰するとともに、郷土への愛着と誇りを醸成することを目的に関連施設等の見学ツアーを行うため、委託料を増額補正するものであります。

次の恋人の聖地婚活イベント開催事業費につきましては、ハートランド城及び渡良瀬遊水地内の谷中湖が恋人の聖地の認定を受けたことから、市内外へPRを図るとともに、移住、定住、さらには少子化対策を目的として婚活イベントを実施するため、広告料等を増額補正するものであります。

次のマイナポイント等設定支援事業費につきましては、マイナポイント第2弾の申込み期限が5月末から9月末に延長されたことに伴い、引き続き円滑なマイナポイント申込み支援を行うため、委託料を増額補正するものであります。

次のマイナンバーカード普及事業費につきましては、マイナンバーカードの作成を希望するものの様々な理由により市の窓口まで足を運べない方を対象に個別出張申請サポートを実施し、普及促進を図るため委託料等を増額補正するものであります。

次に、7目支所及び出張所費は、補正額66万円の増額であります。説明欄の大平総合支所庁舎管

理費につきましては、大平総合支所キュービクル内のLBS、交流負荷開閉器の更新時期が過ぎており、電気事故防止等の観点から早期の更新作業が必要なため、維持補修費を増額補正するものがあります。

次に、11目地域づくり費は、補正額680万円の増額であります。説明欄のコミュニティ助成事業費につきましては、三谷地域自治会連合会、岩舟町豊岡地区及び栃木市箱森町東部自治会における備品購入に対し、一般財団法人自治総合センターから交付される助成金を各自治会へ交付するため、補助金を増額補正するものであります。

次に、16目諸費は、補正額99万9,000円の増額であります。説明欄の国県支出金返還金（総合政策課）につきましては、交付された令和4年度の個人番号カード交付事務費補助金について、超過交付分を返還するため増額補正するものであります。

次に、少し飛びまして、34ページ、35ページをお開きください。9款1項3目消防施設費は、補正額495万8,000円の増額であります。説明欄の分署施設改修事業費につきましては、藤岡分署のシャッターについて、破損による部品の脱落があり、シャッターの作動に支障が出ていることから、早急な交換が必要なため工事請負費を増額補正するものであります。

以上で令和5年度栃木市一般会計補正予算（第4号）に係る所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はないですか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） すみません。19ページなのですが、歳出の企画費のところ、小平浪平顕彰事業費、顕彰ツアー等業務委託料264万円が計上されておりますが、詳しく説明をしていただければと思います。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） お答えいたします。

こちらにつきましては、郷土の先人であります小平浪平を顕彰するために、日立の創業精神や郷土への理解、愛着、誇りの醸成などを目的として実施している事業でございます。昨年度、令和5年3月に企業版ふるさと納税をいただいたこともございます。そちらが財源の活用方法の一つとい

うことで、今年度、市内の浪平の生家、あと日立市にあります日立オリジンパーク等の日立の関係する施設の見学ツアーというものを9月頃から年度末3月にかけて、月1回程度できればいいかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 大変すばらしいことでありまして、ふるさと納税、指定されたのかなと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今のお話の中に日立市に行くというふうなことで、日立オリジンパーク並びに、多分日立鉾山のほうも見学に行くのかなと思うのですが、そうやってきますと日立市との交流ということもやはり考える一つのあれかな。日立市と事前に連絡というのはやっているのかどうか、お聞きします。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 直接的に日立市と、この件につきまして打合せ等は今のところしておりません。ただ、今後、こういった形で事業を進めていくということになれば、当然日立市の方のご理解というのにも必要になってくるのかなというふうには考えておりますので、今後、その辺は詰めていきたいなというふうに思ひます。

○委員長（小久保かおる君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） ぜひ今後、やはり近くですので、日立市とのお付き合いということもちょっと念頭に入れて、この事業を進めていただければありがたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 19ページ、恋人の聖地婚活イベント開催事業についてのことなのですけども、主要事務、どんなような内容かについてお聞きいたします。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 昨年の10月にハートランド城が恋人の聖地に選定されたということもござひます。そういったことから、ハートランド城のPRも兼ねてイベント実施ということで、今、本市が抱えております少子化対策というところも含めてになりますけれども、出会いの場を設けるというような意味合いから、婚活イベントということで、ハートランド城などの施設を活用した体験イベントなどを、具体的にここで何をするというところまではまだ話は、今、詰めているところなのですけども、ハートランド城なんかも含めて本市のよさなどをPRしながら、そこをまず知っていただくというようなこと。栃木市に住んでいただく。出会ったお二人は栃木市に住んでいただく。そこで、将来的にはお子さんが生まれるというようなことにつながればいいかなというように目的でござひます。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） まだ計画は未定だということなのですから、おおよそ年に何回ぐらい開催する予定を考えていらっしゃいますか。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 今回計上させていただいている件につきましては、1回ということを考えております。その後、その反応といいますか、皆様のご意見などをいただいて、継続するかどうかというのは判断していきたいというふうに考えております。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） なかなか男女が出会うところが少ないというか、ご結婚する方が気持ちが乗らないというか、そういういろんな状況がありますので、栃木市がそういった方の後押しになればと思うので、今後とも力を入れていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 同じく19ページなのですが、マイナンバーカード普及事業費ということで、市役所のほうに出向くことができない方に対して事業を行うということなのですが、どういうふうに周知するとか、今でも郵便局なんかで何回かやったりはしているかと思うのですが、この事業の内容と、その周知の方法とか、事業の内容につきまして包括的にご答弁いただければと思います。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） マイナンバーカードの交付率を上げるということで、今、郵便局にお願いして申請の手続をしていただくというようなことで進めております。今回のこの件につきましては、郵便局とか市役所とかにお越し、いろいろな事情があって、お見えになれないような方、例えば高齢者施設とか障がい者施設などに入所されていて、なかなか自由に身動きが取れないというような方を対象に、こちらからそういった施設、高齢者施設とか障がい者施設などにお伺いして、もしくは個人の方でもちょっと来られないという事情で来られないというような方を対象に、こちらから出向いた形で交付の手続申請をしていきたいなというものでございます。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 施設の入居者の方と個人というのもあったかと思うのですが、この施設の入居者の方また個人の方で市役所に出向けない方への周知の方法といいますか、その辺、ご答弁いただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） すみませんでした。周知につきましては、まず市のホームページ、あとは広報とちぎなどを活用させていただきたいと思っております。あとは、高齢者施設とか障がい者施設につきましては、施設に直接ご連絡させていただいて、状況などを把握しながら、それが

必要性があるのかどうかというようなところは判断していきたいというふうに考えております。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） この事業の内容のほうは理解したのですが、個人の方でということところで、施設等に入居なさっている方の場合には施設のほうに行って、何人かということなのかと思うのですが、これ個人の方で高齢の方のお一人住まいとか、そういったところから申込みがあれば、必ず出向くという形で理解してよろしいですか。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 個人の方にもそのような形で対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑は。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

先ほどの福富委員との関連なのですけれども、19ページの恋人の聖地の婚活イベントということで、私も一般質問で取り上げさせていただいたことなので、こういったイベントを開催するという事は非常にいいことだなとは思っているのです。

ただ、取りあえず先ほどお話を聞いていて、10月に認定を受けて、そして今回の定例会での補正ということなのですけれども、当初予算に盛り込めなかったというのは、10月に認定を受けて、そして当初予算にそういう構想は持っていながらも、当初予算に組み入れられなかったというのは、やっぱり時間的なあれがあったのでしょうか。その辺のところの経緯について、今の時期の補正なのか。なぜそういった当初予算の中に組み込めなかったのか。その辺のところの経緯についてお聞かせいただければと思うのですけれども、時間的に足りなかったとか、何か理由があったのでしょうか。その辺のところ、ちょっと具体的に経緯をお聞かせいただければと思います。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） この恋人の聖地に選定されて以降、市のほうの庁内で、その辺、どういった形でイベントができるのか、PRができるのかというようなところは、内部では調整、協議はしていたところなのですが、具体的にどのくらい、どういった規模でどういったものをというところを当初予算の時期にはちょっと間に合わなかったというような状況でございます。

○委員長（小久保かおる君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 分かりました。

それと、この恋人の聖地に絡んで、いわゆる雑入で17ページのほうで、このイベント参加者の負担金ということで12万円計上されているのです。これについて、どのぐらいの人数を予定されているのか。あるいはまた、参加費となるとどのぐらいの1人当たりの負担金を徴収する予定なのか。また、内容的なところはまだ具体的にこれから検討ということでお聞きしていますけれども、先ほ

どのご答弁で。その辺のところ、どういった1人当たり負担金で何人ぐらいの参加者予定していて、負担金を取るということであれば、ある程度、どういったことにその負担金を利用していくのだ、活用していくのだということにも言及していくかと思うのですけれども、その辺のところ、詳しくご説明いただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） このイベントにつきましては、まず1日でやるということで、バスを借り上げさせていただこうかなというふうには思っております。いろんな様々な体験、栃木市内の場所を見ていただいたり、体験をしていただいたり、当然その間にお昼ということもありますので、そういったことを含めて、参加者の方につきましては、一応今のところ3,000円の負担をいただこうかなというふうには考えております。男性と女性、20名ずつぐらい集まればいいかなということで、合計40名ということで12万円ということでございます。

○委員長（小久保かおる君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 分かりました。

1人3,000円の負担金で、男女20名ずつの募集というようなことで、了解です。少しでも多くの参加者がいらればいいなというふうに思っています。ありがとうございます。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） 19ページなのですが、11目地域づくり費、コミュニティ助成事業ということで、3自治会に対して補助金が出ているということですが、どのようなところに使ったのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 高野地域政策課長。

○地域振興部副部長兼地域政策課長（高野義宏君） 3自治会、先ほど財政課長の説明の中にもございましたけれども、一つが三谷地域の自治会連合会です。これは連合会ということで、3つの自治会が1つになって連合会結成しているものです。こちらにつきましては、新しく公民館リフォーム、今年度予定しております、夏頃にはリフォームが終わる予定なのですが、そちらのテーブル、椅子、それから棚などの、まさに備品のたぐいですが、230万円ほどの予算ということで支出する予定でございます。

それから、2件目ですが、岩舟町壺岡地区、こちらにつきましては、自治会の伝統文化の承継のために太鼓のほうの購入をされるというご計画をいただきまして、こちらの地区につきましては250万円ほどの予算で支出させていただく。

最後に、3つ目の自治会ですけれども、箱森町東部自治会、こちらにつきましては、自治会自体でお使いになりますパソコンとか、それからスクリーンでありますとか、そういった電子データのなところの様々な備品、トータルで200万円ほどの計上がございますして支出していくという、合計

で680万円の支出となります。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 分かりました。

ここのところ、コロナ禍ということで、自治会の活動なんかもやはり制限されてきて、今後、自治会の活動もだんだん活発化していくと思いますので、いろいろな面で資金とかが足りなくなったとか、今言われたように公民館の改修とか、備品等の買入れなんかも出てくると思いますので、ひとつ自治会というのが本当に栃木市の一番小さな集合体、その結集が栃木市というふうなことになっておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 今、中島委員さんのほうで質問したのと同じなのですが、コミュニティ助成事業ということですが、これは自治会のほうで申請すれば何でもいいのか。もしくは、ある程度、こんなような枠という規定があるのでしょうか。確認いたします。

○委員長（小久保かおる君） 高野地域政策課長。

○地域振興部副部長兼地域政策課長（高野義宏君） お答え申し上げます。

こちらは一般財団法人の、いわゆる補助事業となるものでございまして、分かりやすく言いますと、宝くじの売上金、そちらのものを地域の住民活動の方々に有効に活用いただくということで、一般財団法人自治総合センターのほうで発する事業なのですが、一番代表的なところで申し上げますと、今年度は今のところございせんが、自治会の公民館自体の建設費用、建て替え費用、こちら1,500万円までの助成ができるという一番大きなものがあります。

また、今回、3自治会が使っておりますこの助成につきましては、一般コミュニティ助成ということで、自治会活動、そういった部分につきまして、活動費用、また備品の購入費などにつきまして、年度内で県を通じてその補助金交付の申請の計画をつくりまして出します。こちらの内示がありましたら、年度末ぎりぎり、今年で言いますと3月29日です。昨年度末に内示がありましたので、6月補正ということになるわけですが、1年間の年度末のところ、翌年度の各自治会の事業に必要な予算につきまして提出したものが、ぎりぎり内示されるということで、今回このような形で補正予算を計上させていただいた。100%、先ほど申し上げました680万円につきましては、全ての財源が一般財団法人のほうから支給されるということで、市の負担はないという、このような事業でございまして。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 今、話を聞いたやつが、市のほうの割り分として680万円、もしくは各自治会の限度というのはあるのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 高野地域政策課長。

○地域振興部副部長兼地域政策課長（高野義宏君） すみません。最初にご質問あったのにお答えしませんでした。

限度額は、この一般コミュニティのほうの備品関係の購入につきましては、1団体当たり250万円ということでございます。例えば栃木市で幾つの自治会までとか、どここの町で幾つとか、県内で幾つとかという枠ではございませんで、必要だという計画の内容を県を通じて一般財団法人のほうに申請し、そこで審査されて、今年度で言いますと3自治会が申請し、全て3自治会とも認められたというような形でございます。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） なかなかコロナ禍でコミュニティが低下しているのので、備品等を各自治会でそろえていただいて、自治会の活性化を私としてはお願いできればと思います。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第59号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第59号の所管関係負担は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（小久保かおる君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前11時55分）